

★福岡市医師会ホームページにバックナンバー掲載！  
<http://www.city.fukuoka.med.or.jp/jouhousitsu/report.html>

No. 225

2018年8月3日

福岡市医師会医療情報室  
 TEL092-852-1505・FAX092-852-1510  
 e-mail : j-kikaku@city.fukuoka.med.or.jp

# 医療情報室レポート

## 特集：医療法人における医療承継問題を考える

現在、日本の医師数は32万人を超えており、そのうち3分の1にあたる10万人ほどの医師が、診療所を開業し地域のかかりつけ医として活躍している。しかし一方で、平成28年の「医師・歯科医師・薬剤師調査」によれば、診療所医師の平均年齢は59.6歳で、約2割が70歳を超えているとの調査結果が示されており、診療所医師の高齢化が顕著に進んでいることがわかる。この背景には、自院の承継問題を抱えつつも、地域の患者のことを考えると引退もできないといった現状が診療所医師の高齢化に拍車をかけていると考えられるが、後継者が見つからないまま、地域の診療所が失われるとすれば、地域住民や長年に亘って根付いた地域医療体制に深刻な影響を与えることは間違いない。また、今後の在宅医療の推進や地域包括ケアシステムの構築にも支障をきたすと考えられる。

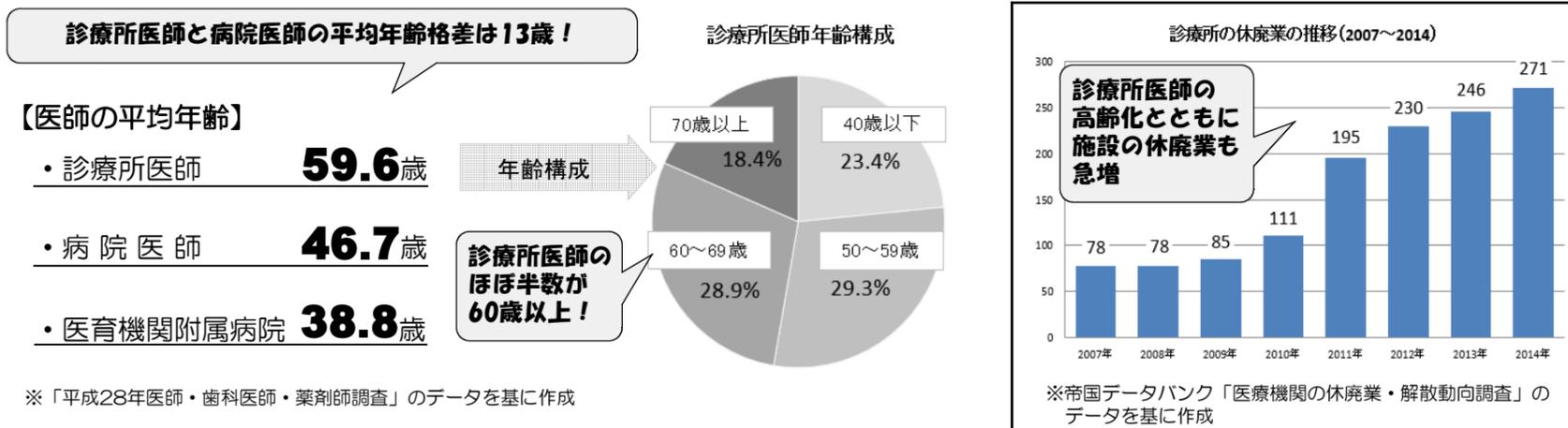
今回の医療情報室レポートでは、診療所(医療法人)における医療承継の現状や問題点を取り上げ、今後どのような対策が必要となるか考えてみたい。

### ● 現状：診療所における医師の高齢化と休廃業の増加

厚生労働省の「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」によれば、診療所医師の平均年齢は59.6歳と病院医師より13歳も高く、また年齢構成についても60歳以上が半数近くを占めるなど、診療所医師の高齢化が顕著に進んでいることがわかる(平成28年12月現在)。

さらに、高齢化とともに診療所の休廃院も増えており、帝国データバンクが2015年に公表した「医療機関の休廃業・解散動向調査」では、2007年から2014年にかけて休廃院・解散した診療所の数が急増している。

これらのデータから、既に多くの診療所医師が医療の承継問題に直面していることが読み取れる。



### ● 「出資持ち分あり医療法人」が抱えるリスク

医療承継では、相続税や贈与税といった税制上のリスクがある。特に、「出資持ち分あり医療法人」については、長年の経営により剰余金が積み上がり、相続時の評価額が高くなりやすいという性質があるため、適切な税制対策が講じられていない場合、後継者が多額の相続税を請求される可能性もある。

また、現在、「社団医療法人」には、「持ち分あり」と「持ち分なし」の2つの形態があり、ほぼ8割が「持ち分あり」医療法人である。しかしこの「持ち分あり」医療法人は、医療法人の非営利性を徹底するという国の施策に加え、先述したような、巨額な相続・贈与税が生じるリスクに加え、出資持ち分の払い戻し請求のリスクを孕んでいることから、医療法の改正を通じて、2007年度(平成19)以降は新設ができなくなった。なお、国はこの時点で、既存の持ち分あり医療法人を「経過措置型医療法人」として当分の間存続を認めることとし、持ち分なしへの自主的な移行を促すこととした。

**【リスク1】 医療法人の財産は株式のように剰余金の配当ができない。結果、利益が積み上げられ、相続時の評価額が高くなりやすい。**

**【リスク2】 出資者から「持ち分」の払い戻し請求があった場合、巨額の現金の準備を迫られる可能性がある。**

#### 「出資持ち分」ってナニ?

「持ち分」とは、一言でいえば**財産権**のこと。

「出資持ち分あり医療法人」では、例えば出資金400万円のうち100万円出資した人は、「持ち分」の払い戻し請求により、法人の財産評価額の1/4を受け取れる。(法人の財産評価額1億円の場合は、2,500万円。)これに対して、「出資持ち分なし」医療法人では、出資者の財産権はないため、法人を解散した場合は、その資産は国や地方公共団体に帰属することとなる。

なお、法人の財産評価には建物などの不動産や医療機器も含まれ、これらの現金化できない資産に対しても課税負担が発生するため注意が必要である。

例えば、診療所に関わりのない親族が贈与を受けることになった場合、現金化できない不動産等の財産についても、評価分の課税額をキャッシュで用意する必要があるため、法人の持ち分が多額な場合、想定外の負担を迫られることになる。

#### 不動産や医療機器も財産評価の対象に…



贈与

がんばるぞ!

私は診療所の経営には直接関係ないのに…



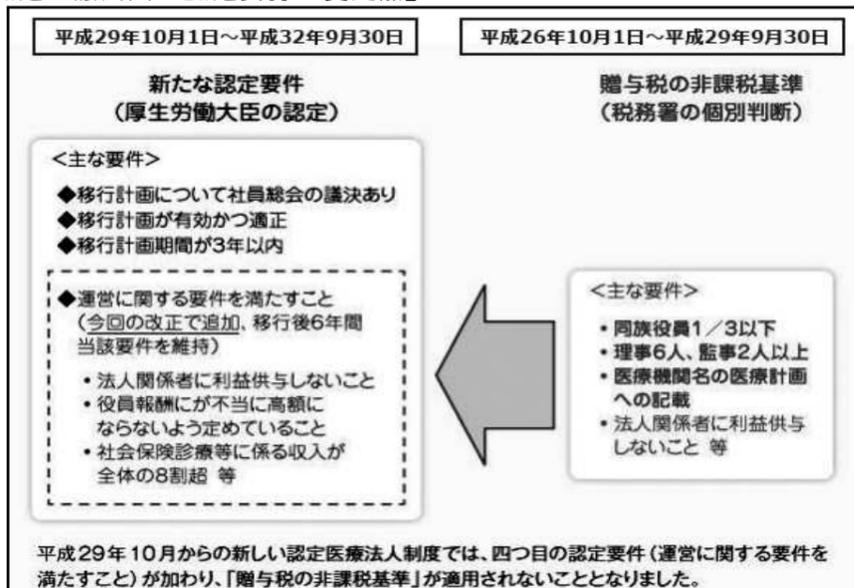
医師である親族(後継者)

医師でない親族

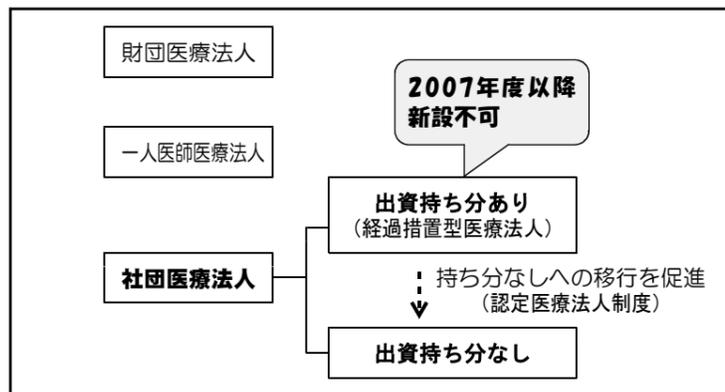
## ● 「持ち分なし」への移行促進策「認定医療法人制度」

先述のとおり、国は「持ち分あり」から「持ち分なし」への自主的な移行を促したものの、「持ち分なし」への転換は一向に進まなかった。その理由としては、持ち分なし医療法人への移行時に、「持ち分」の放棄に対して法人に贈与税が発生していたためである。そこで国は、2014年（平成26）10月1日に贈与税の納税を猶予する「認定医療法人制度」を創設し3年間の有期制度を実施したが、それでも移行が進まなかったため、「同族役員制限等の要件」を緩和し、認定医療法人制度の期限をさらに3年間延長した。

### 【認定医療法人の認定要件の変更点】（※日医onlineより引用）



### 医療法人の類型



「出資持ち分なし医療法人」への移行施策	
2007年4月 (平成19年)	出資持ち分あり医療法人は「経過措置型医療法人」となり、新規設立は認められなくなる。 ※持ち分なしへの自主的な移行を促す
2014年10月 (平成26年)	持ち分なしへの移行を計画的に進めるため「認定医療法人制度」を創設。移行時に生じる相続税等の納税を猶予。期限は3年間。
2017年10月 (平成29年)	移行が進まないため、認定医療法人制度の要件から最もハードルが高かった「 <b>同族役員3分の1以下</b> 」などの要件を削除。期限は、2020年（平成32）9月30日までの3年間。

## ● なぜ「持ち分なし」への移行が進まないのか

少し古いデータではあるが、日本医師会が2012年（平成24）に実施した「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」によれば、705法人中647法人（92%）が持ち分なし医療法人の「移行意思なし」と回答しており、その主な理由として、「**出資持ち分はオーナーシップの源泉であり、放棄できない**」、「**相続税を支払っても、医療法人を子孫に承継させたい**」と答えている。

なお、日本医師会の医療税制検討委員会が今年5月に出した答申の中で、持ち分あり医療法人に対する国の考え方や制度上の取り扱いに不合理性があるとして、以下のような指摘・提言を挙げている。

### ・持ち分なし移行時の税制改正について

認定医療法人制度については、適用期間が3年間追加延長されたものの、2020年（平成32）9月30日までの有期措置であるため、持ち分なしに移行する医療法人は限定的であると考えられる。また持ち分なし医療法人への移行後は、6年間は制度で定められた運営要件を維持しなければならないとなっているが、6年が経過した後の課税問題も明確ではない。また、持分を回収する方法で持分なし医療法人に移行する場合には、当該持分を基金へ振り替えたときには、当該基金部分についてみなし配当課税が生じない措置を設けるべき。

### ・持ち分あり医療法人と営利法人の間の課税上の不合理性

持ち分あり医療法人は、課税については営利法人と同等とみなされているにもかかわらず、事業承継時の税制においては株式会社等と差別化されている。例えば、中小企業には、後継者に事業を引き継ぐ際に相続税や贈与税が免除される制度（事業承継税制）があるが、持ち分あり医療法人（経過措置型医療法人）にはこのような優遇制度がなく、課税上のバランスを欠いた不合理性が存在している。

### ・「財産評価基本通達」における出資持ち分の評価の見直しについて

持分あり医療法人は、2007年（平成19）に新規設立が認められなくなり、以降、「経過措置型医療法人」として暫定的な位置づけとなっている。しかし、国税庁の「財産評価基本通達」※では、持分あり医療法人はその永続性を前提として、他の会社の株式と同様に持分の価額が評価されている。持分あり医療法人が、現状のように「経過措置型医療法人」となり、その永続性が将来にわたって否認されるのであれば、「財産評価基本通達」の根拠が失われることになる。したがって、持分あり医療法人の価額評価については、現状の基準より、せめて2、3割の評価減を行うような通達レベルの措置が早急に講じられるべきである。

#### ※財産評価基本通達とは

国税庁が示す、土地や家屋、株式など、金銭以外の財産の価格計算方法を細かく示した規定のこと。

## 医療情報室の目

### ★資産の把握と周到な承継対策が、後継者を守る

国は、円滑な医療承継対策の一環として出資持ち分なし医療法人への移行を促すため、「認定医療法人制度」を創設したが、持ち分なしへの移行は国の思惑通りに進んでいないのが現状である。これは、日医の調査結果にも示されているように、オーナーシップの源ともいえる出資持ち分（財産権）を簡単には手放せないという創業者の強い気持ちの現れであろう。しかし、「持ち分」があるが故に、後継者である家族に、思わぬリスクを負わせる可能性があることも認識しておく必要がある。例えば、法人の資産の大半が施設等の不動産や医療機器で現預金が少なかったとしても、相続税は持ち分全体に対して評価されるため、後継者に多額の相続税が課税されたり、払い戻し請求が起きる可能性がある。ただ一方で、親族に後継者がいない場合は、第三者への譲渡（M&A）といった道も考えられるため、持ち分を残していた方が、選択肢が広がるという考え方もあるかもしれない。

いずれにしても、「持ち分なし医療法人」に移行すべきかどうかは、個々の医療機関や医師の置かれた状況、考えによって異なる。

まず必要となるのは、診療所の現状を改めて把握し、今後の経営方針・後継問題も含め、問題点を事前に税理士等の専門家と検討を行うことが肝要である。そして、いつ承継の場面に直面するかはわからないため、早急に問題に取り組む必要がある。